

(行政報告)

白岡中央総合病院の新築移転に係る本市の取組について

都市整備部

白岡中央総合病院の新築移転につきましては、令和3年6月議会定例会において行政報告をさせていただきましたとおり、同病院が市内に新築移転することについて合意が図られ、令和3年7月1日(木)に市と病院の両方で覚書を締結したものでございます。

その後、両者において、新病院の機能や移転候補地、全体スケジュール、支援内容等につきまして協議を重ねてまいりました。今般、その協議が整い、8月4日(水)に、同病院を総括運営する上尾中央医科グループを加えた3者において、具体的な内容を定めた協定を締結いたしましたので御報告いたします。

協定の主な内容(別紙協定書抜粋参照)といたしましては、移転開設及び運営の目的を定めるほか、開設及び運営に対する市からの支援項目等について定めたものでございます。

また、開設候補地については、第5次白岡市総合振興計画の土地利用基本構想に位置付けている複合的土地利用区域のうち、白岡中学校東側の区域とし、開設予定時期は令和7年度を目標としています。

今後、市では、令和7年度の開設を目指し、この協定を着実に履行してまいります。そのため、令和3年度に用地測量や道路整備に向けた設計等を行い、用地の確保を行うべく関係権利者の皆様と交渉を重ねながら事業を推進してまいりたいと考えております。

引き続き、市議会議員の皆様には、随時、進捗状況等を御報告してまいります。

## 別紙

白岡中央総合病院の移転開設及び運営等に関する協定書（抜粋）

（移転開設及び運営の目的）

第1条 病院は、地域に医療を提供する中核的な役割を果たす総合病院として、市内及び埼玉利根保健医療圏の安定的な医療体制の構築を図るために開設することとし、次の性格及び機能を有するものとする。

- (1) 医療及び救急医療を安定的かつ継続的に提供すること
- (2) 安心・安全な市民生活に寄与する総合的な診療機能を有すること
- (3) 医療連携に基づく地域貢献及び社会貢献を果たすこと
- (4) 地域の二次救急医療として機能を有すること
- (5) 災害時における医療拠点として救護活動の中心的な役割を担うこと
- (6) 感染症対策を充実させること

（市の支援措置等）

第4条 甲は病院の移転開設及び運営に対する支援として、次に掲げる措置を講じるものとする。

### (1) 開設支援

ア 開設用地の確保に対する支援

イ 開設用地周辺のインフラ（道路・上下水道）整備への支援

### (2) 運営支援

病院が継続的に安定して地域の医療提供体制を維持できるよう、次に掲げる支援を行う。

ア 病院を設置する土地、病院建物及び運営目的のために使用する医療機器、器具、備品等に係る固定資産税相当額の補助（10年間）

ただし、医療機器、器具、備品等については、開設時に購入したものに限る。

イ 救急医療、災害、地域防災、感染症対策等、地域貢献に係る機器購入等に対する補助（5年間基金積立）

（支援措置の実施条件）

第5条 市の支援措置のうち、市議会の承認を得るものについては、市議会における議案可決等を実施条件とする。